

日医報告

平成27年度第2回都道府県医師会 税制担当理事連絡協議会

常任理事・医業経営・福利厚生部長 岡部 實裕

標記連絡協議会が去る1月28日(木)午後2時から日本医師会において、今村定臣日医常任理事の司会で開催された。

平成28年度税制改正大綱において、控除対象外消費税問題の抜本的解決に向けて、平成29年度税制改正の際に結論を得ることが明記されたことを受け、消費税問題の解決へ向けて日本医師会の取り組みと都道府県医師会に対する依頼事項の説明があった。

本稿では、当日の議事の要旨を報告する。



控除対象外消費税問題の解決に向けて — 都道府県医師会へのお願い —

- ① 地方自治法第99条に基づく地方議会から国会への「意見書」の提出
 - ② 都道府県知事からの要望による、全国知事会での問題の取り上げ
 - ③ この問題への理解を進めるための、都道府県医師会主催の会合開催
- 以上の取り組みについて説明があった。

— 控除対象外消費税問題に関する日本医師会の 取り組みについて —

社会保険診療が非課税であることにより、患者からは消費税をいただかない一方、医療機関は仕入を行う際に消費税を負担している。これが「控除対象

外消費税」の負担であり、この医療機関の負担する消費税については、平成元年の消費税制度導入時より「相応の財源が確保され、診療報酬点数項目へ上乗せ補てんする」対応が今日までされてきた。

8%増税時における診療報酬改定時には、日本医師会の主張した基本診療料(初診料、再診料、入院基本料)への上乗せが実現し、マクロではおおむね相応に補てんされていたことが医療経済実態調査のデータから確認された。ただし、これはあくまでも5%から8%への引き上げ分についての実態把握であり、消費税率5%までのマクロの補てん不足は課題として残ったままであると認識している。

平成28年度税制改正大綱に「医療に係る消費税などの税制のありかたについて平成29年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得る」と解決の年限がはっきり書き込まれた。いよいよ、問題解決へ向けて、この1年間で解決方法を決定していくことになる。残る主な課題は、①既存のマクロ的な補てん不足、②設備投資など(医療機関による仕入れ構成の違い)への対応の2点であり、このことは中医協において認識が共有され、今回の大綱の文中にも表現された。

抜本的解決に向けて、平成27年10月に横倉会長が安倍総理に面会した際に、解決法を選択する際には、①仕入税額控除が可能となるとともに、②小規模医療機関の事務負担に配慮することが大切と要望した。この要望は、診療所については診療報酬へ消費税相当分を上乗せする方式を原則としつつ、個々の診療所の選択によって申告に基づく返還が受けられる制度を創設すること、病院をはじめとする大型の医療機関にとって特に深刻な設備投資による消費税負担を、仕入税額控除が可能な方式で対応すること、を今後の検討の有力な方向性として示したものである。

最後に、今後のスケジュールについて説明があり、平成29年度税制改正大綱に医療界が望む解決方法が記載されることを目指して活動していくことになるので、一層の理解と協力をお願いしたいと結ばれた。

平成29年度4月消費税率引上げまでのスケジュール(見込み)

	厚生労働省	日本医師会
平成27年12月16日	・平成28年度与党税制改正大綱が決定	
平成27年12月24日	・平成28年度予算の閣議決定	
平成28年1月		・「地方自治法第99条に基づく(国及び関係行政庁への意見書 提出の働きかけ)発議(1/19)
		・都道府県医師会長協議会 協議2項(1/19)
		・都道府県医師会税制担当理事連絡協議会(1/28)
平成28年2月		・医業税制検討委員会(2/3)
		・医療機関の消費税問題に関する検討会 再開
		↓ 以降、6月末まで、月一回ペースでの開催を予定。(ワーキンググループの活動を併せて行う。)
平成28年6月中旬		・本検討会としての解決方法(案)を決定する
平成28年8月	・平成29年度 予算概算要求・税制改正要望の提出(厚労省)	↓ 日本医師会平成29年度税制改正要望決定
	・自由民主党税制調査会による審議	
		↓ 以降、12月中旬の、平成29年度税制改正大綱決定へ向けて、要望活動を継続していく。
平成29年12月中旬以降	・平成29年度与党税制改正大綱が決定	
平成29年4月	・平成29年度予算の閣議決定	
	・消費税率10%への引上げ	